

鹿沼市下水道条例の一部改正について

次のように改める。

令和7年5月28日提出

鹿沼市長 松井正一

鹿沼市下水道条例の一部を改正する条例

鹿沼市下水道条例（昭和50年鹿沼市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第13条の表一般用の部中「10立方メートルまで」を「5立方メートルまで」に、「1,100円」を「610円」に、

「

10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	130円
-----------------------------	------

」

を

「

5立方メートルを超え10立方メートルまでの分	122円
10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	144円

」

に、「150円」を「166円」に、「170円」を「188円」に、「190円」を「210円」に、「210円」を「233円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の規定は、令和8年4月分として徴収する使用料から適用し、同年3月分までの使用料については、なお従前の例による。